

瀬戸市訓令第 2 号

本 庁  
公 所

瀬戸市決裁規程（昭和 3 7 年瀬戸市訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

平成 2 2 年 9 月 3 0 日

瀬戸市長 増岡 錦也

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後						改正前								
別表第 2（第 5 条、第 6 条関係）						別表第 2（第 5 条、第 6 条関係）								
1 <省略>						1 <省略>								
2 交流活力部						2 交流活力部								
主務課の区分	専決事項	決裁区分	副市長	主務部長	主務課長	備考	主務課の区分	専決事項	決裁区分	副市長	主務部長	主務課長	備考	
														<省略>
地域活動支援室	地域力向上活動の推進	<省略>				施設等の使用許可 使用料の徴収、 還付及び減免	備考	地域活動支援室	地域力向上活動の推進	<省略>				備考
		<省略>								<省略>				
	<省略>				<省略>				<省略>					

				開館時間及び休館日の変更並びに臨時の休館入館の制限施設等の維持管理				
<省略>								
3 <省略>								
4 健康福祉部								
主務課の区分	専決事項	決裁区分	副市長	主務部長	主務課長			備考
こども家庭課	<省略>							
	子ども手当、児童手当等				子ども手当、児童手当、児童扶養手当及び遺児修学手当の認定等 愛知県遺児手当の進達等			
	<省略>							
<省略>								
5及び6 <省略>								

<省略>								
3 <省略>								
4 健康福祉部								
主務課の区分	専決事項	決裁区分	副市長	主務部長	主務課長			備考
こども家庭課	<省略>							
	児童手当及び母子寡婦福祉等に関する手当				児童手当、児童扶養手当及び遺児修学手当の認定 愛知県遺児手当の進達等			
	<省略>							
<省略>								
5及び6 <省略>								

附 則

この訓令は、訓令を発した日から施行する。